

## 千歳川流域水害対策計画について

### 1. 千歳川等の特定都市河川への指定

千歳川流域は広大な低平地が広がっているため、洪水時には石狩川の高い水位の影響により、長時間、長い区間にわたり水位が高くなるという治水上の課題があるため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき令和5年8月31日に千歳川等の35河川と千歳川流域が特定都市河川及び流域に指定されました。この指定を受け令和5年10月30日に法第6条に基づく千歳川流域水害対策協議会が設立されました。

### 2. 千歳川流域水害対策計画の策定

#### (1) 計画の考え方

- ・ 国・道・流域市町等が協力し、浸水被害の防止及び軽減を図るため「千歳川流域水害対策計画」を策定し、水害に強い地域づくりを目指すとともに、ハード整備の加速化・充実を図り、ハードとソフト一体で総合的かつ多層的に対策を進めます。
- ・ 計画に定める事項は法第4条第2項に基づく事項すべてを定めることとしており、計画期間は他の計画を勘案し概ね30年とします。

#### (2) 基本方針

- ・ 浸水被害対策の基本方針については、河川整備の推進による浸水被害の防止・軽減を図るものの、石狩川の高い水位の影響により内水氾濫による浸水が残ることを想定し、計画対象降雨において生じる被害を想定したうえで、設定した対策について河川管理者、下水道管理者、市町、民間事業者ごとに取組の目標量を設定します。

#### (3) 主な施策

- ・ 水害対策計画に位置づける主な施策は以下のとおりです。

|       |             |                              |
|-------|-------------|------------------------------|
| 河川管理者 | 河川整備の加速化    | 堤防・河道整備の加速化<br>直轄排水機場の機能増強等  |
| 流域自治体 | 雨水流出抑制対策    | 貯留機能保全区域の指定検討<br>雨水貯留施設の整備検討 |
| 全関係機関 | 流域全体でのソフト対策 | まるごとまちごとハザードマップ等             |

### 3. 今後のスケジュール

2月～3月中：所管常任委員会及び治水対策期成会への報告（北海道及び4市2町）



今後の流れ：千歳川流域水害対策計画（素案）の公表（縦覧、広報、HP）



流域住民等への説明・意見反映（パブリックコメント・住民説明会等）



第2回千歳川流域水害対策協議会での協議



千歳川流域水害対策計画 策定（官報、公報、HPなどで周知）

令和6年

千歳川流域水害対策計画について

令和6年3月8日

建設部 事業調整課

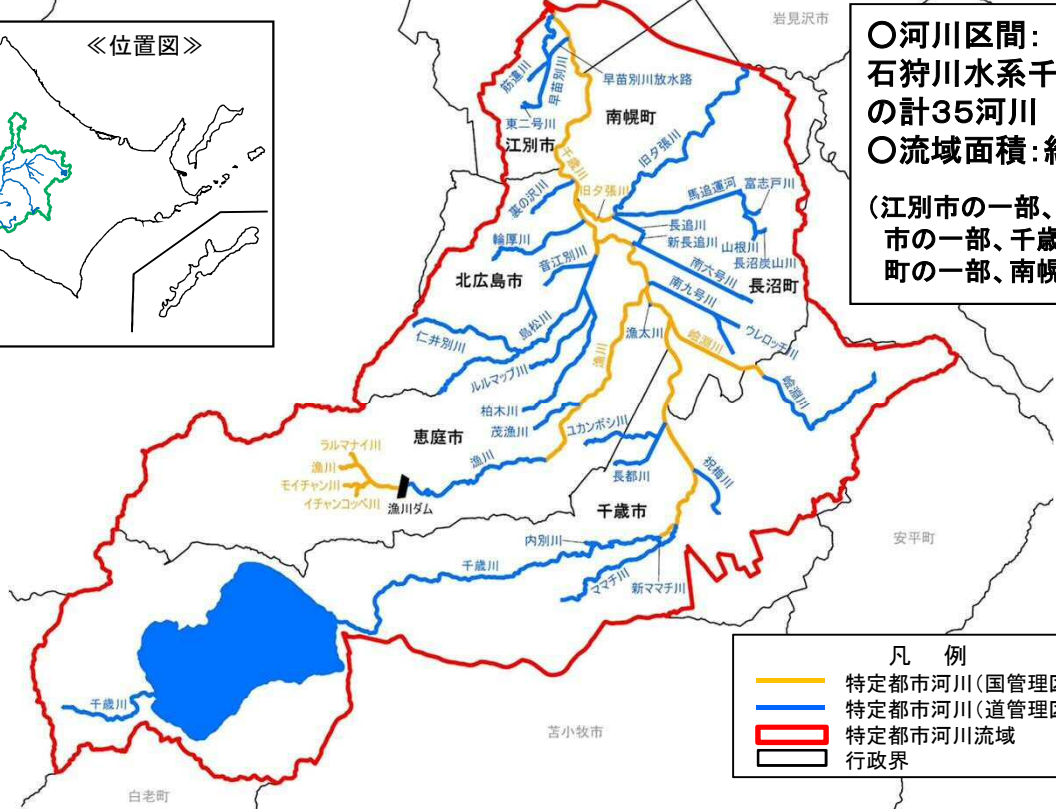
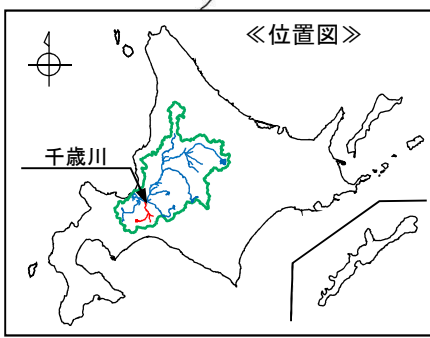
# ① 「流域治水」の本格的な実践に向けた 千歳川等の特定都市河川への指定

～千歳川流域の治水上の課題～

- 千歳川流域は、広大な低平地が広がっているため、洪水時に**石狩川の高い水位の影響を約40kmにわたり長時間受ける**という治水上の課題を有している。
- 遊水地や河川整備等の進捗により洪水を計画高水位以下で安全に流せたとしても、**千歳川の水位が高いため、宅地や農地等に降った雨水は川に流れ込むことができない**といった、**地形的特性・洪水特性により内水による浸水被害の防止が困難な流域**。



**遊水地や河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定（令和5年8月31日）により「流域治水」を本格的に実践**



○河川区間：  
石狩川水系千歳川等  
の計35河川

○流域面積：約1,244km<sup>2</sup>

（江別市の一部、恵庭市、北広島市の一部、千歳市の一部、長沼町の一部、南幌町の一部）

凡例

- 特定都市河川(国管理区間)
- 特定都市河川(道管理区間)
- 特定都市河川流域
- 行政界

- 特定都市河川の指定を受けて、官民一体となった流域治水の実効性を高めるため、**国・道・流域市町等が協力をし、千歳川流域の浸水被害防止・軽減を図る流域水害対策計画を策定し、水害に強い地域づくりを目指す。**
- 気候変動を踏まえた降雨量の増大等に対応し、**ハード整備の加速化・充実を図り、流域全体を俯瞰しあらゆる関係者が協働して千歳川流域における浸水リスクを踏まえた、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に対策を進める。**

### 流域水害対策計画に定める事項

特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項に基づき、流域水害対策計画には次に掲げる事項全てを定める。

- 計画期間
- 浸水被害対策の基本方針
- 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）
- 都市浸水想定（現況の評価）

#### 河川管理者主体

- 特定都市河川の整備
- 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

#### 下水道管理者主体

- 特定都市下水道の整備
- 特定都市下水道のポンプ施設の操作

#### 河川管理者・下水道管理者以外の主体

- 雨水貯留浸透施設の整備その他雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透
- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- 都市浸水想定区域における土地の利用
- 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定等
- 浸水被害の拡大を防止するための措置
- その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

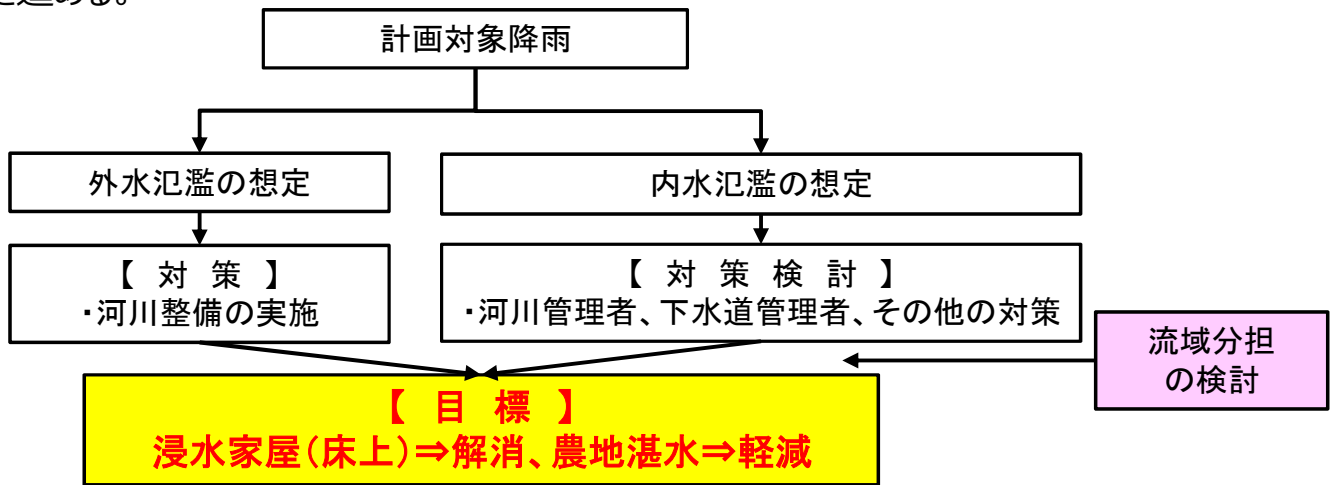
### 計画期間

- 計画対象河川の千歳川と接続先河川の石狩川における河川整備計画や地域の下水道計画、まちづくり計画の計画対象期間・各対策の実行性等を踏まえ、本計画の計画対象期間を**概ね30年**とする。

### ③ 千歳川流域水害対策計画の基本方針

#### 浸水被害対策の基本方針

- 堤防整備・河道掘削といった河川整備を推進し、石狩川の整備と合わせて浸水被害の防止・軽減を図るものの、石狩川の高い水位の影響を受け、**内水氾濫による浸水が残ることが想定**。
- **都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）**において生じる浸水被害を**想定**したうえで、**浸水被害を解消・縮小させるために必要な対策を設定**する。
- 設定した対策について**関係者毎の流域分担を設定**し、目標達成に向け一丸となって対策を進める。



#### 流域分担の考え方

- **浸水被害対策として**、河川管理者、下水道管理者、市町、民間事業者等が行う**取組の目標量を検討**。
- 目標量については、**床上浸水を解消する対策量**とする。
- 具体的には、外水氾濫対策としての河川整備の加速化。内水氾濫対策として、雨水貯留浸透施設整備、排水機場の運用変更・増強等を検討。



#### 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)

- 河川整備計画や浸水被害実績等を勘案し、**昭和56年8月上旬降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）**として定め、床上浸水の解消等を図る。

## ④ 千歳川流域水害対策計画における主な施策

- 流域水害対策計画に位置付けることで、下記のような**施策・制度の活用が可能となり、河川整備の加速化に加え、流域における雨水流出抑制対策等を法的枠組みのもと推進し、早期に千歳川流域における水害への安全性の向上を図る。**

### 河川整備の加速化【主体：北海道開発局・北海道】

#### 堤防整備・河道掘削等の加速化（外水対策）

- ◆ 河川整備にあたっては、**流域治水整備事業（国直轄事業）**や**特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）**を活用して**事業の加速化**による堤防決壊等の壊滅的な被害の軽減を図る。



堤防整備

#### 直轄排水機場の機能増強 等（内水対策）

- ◆ 河川整備の進捗に応じた**排水機場の排水規制の緩和・機能増強等**により内水被害の軽減を図る。
- ◆ 流域の各地で頻発する内水氾濫に対して、排水ポンプ車等により円滑かつ迅速に内水排除を行うため、**必要な進入路、作業ヤードを確保するとともに釜場を整備。**



排水機場の排水規制緩和

### 流域における雨水流出抑制対策【主体：北海道・市町】

#### 貯留機能保全区域の指定検討

- ◆ 流域における浸水の拡大を抑制する観点から、**洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、将来にわたって保全**するため検討を実施。
- ◆ 貯留機能保全区域として指定された土地に係る**固定資産税及び都市計画税について特例措置**がある。



【平常時】

#### 雨水貯留浸透施設の整備検討

- ◆ 流域内の**雨水が河川へ急激に流入することを抑制**するため、公共施設（学校・公園等）・用地等への**雨水貯留浸透施設の整備を検討**。
- ◆ 地方公共団体や民間事業者等は、流域水害対策計画に基づく**雨水貯留浸透施設を整備する場合、予算・税制等の支援を受けることができる。**



【出水時】

### 流域全体でのソフト対策【主体：全関係機関】

- ◆ 洪水時の円滑な避難や事前の備え等を促進する「**水害リスクの流域共有の強化**」を実現するため「**まるごとまちごとハザードマップ**」の流域展開や、水害リスクの流域内リー方式講習会の開催等、**流域一体となったソフト対策を推進**。

まるごとまちごと  
ハザードマップ

令和5年8月31日

**特定都市河川・流域の指定**

- ・ 国土交通大臣による特定都市河川・流域の指定
- ・ 雨水浸透阻害行為の許可申請開始（北海道による許可体制）



令和5年10月30日

**第1回 流域水害対策協議会 設置及び開催**

- ・ 構成員（河川管理者、知事、市町長、下水道管理者 等）
- ・ 協議事項（規約、計画策定までの考え方 等）



令和6年2～3月

**北海道・4市2町における対応**

- ・ 第1回定例議会（所管委員会）への報告
- ・ 地元治水対策促進期成会、治水対策促進連合期成会への報告



令和5年度内の  
公表を目指す

**流域水害対策計画（素案） 公表**

- ・ 市役所及び河川事務所等で縦覧、広報誌、HP等により周知

**流域住民等への説明・意見反映**

- ・ パブリックコメントの実施（流域水害対策計画（素案）公表後速やかに開始）
- ・ 4市2町において住民説明会の開催（令和6年4月）
- ・ 学識経験者への意見聴取



**第2回 流域水害対策協議会 開催**

- ・ 協議事項（住民や学識経験者からの意見を踏まえた流域水害対策計画（案）の確認）



**流域水害対策計画 策定**

- ・ 官報、公報、HP等で周知



**流域水害対策計画に基づく  
整備・対策の推進**

令和6年  
千歳川流域水害対策計画  
( 参考資料 )

令和6年3月8日

建設部 事業調整課



## 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

## 特定都市河川の指定対象

### 千歳川の河川特性が該当

**市街化の進展**

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

**自然的条件等**

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

## 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**

全国の河川へ指定拡大

---

**流域水害対策協議会の設置**

計画策定・対策等の検討

---

**流域水害対策計画 策定**

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

○:流域水害対策計画策定主体  
※計画策定主体が必要と認める場合(任意)

(協議会設置)  
国土交通大臣指定河川:設置必須  
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)  
流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)  
流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整

☞ 構成員は協議結果を尊重

## 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m<sup>3</sup> (条例で0.1-30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

### 保全調整池の指定

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、**事前届出を義務付けることができる**

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止(自己用住宅除く)**
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、**事前届出を義務付けることができる**

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

- 民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画認定制度が創設されました。
- 地方公共団体や雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた民間事業者等は、流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を整備する場合、予算・税制等の支援を受けることができます。

【雨水貯留浸透施設の例】

- ①平時の利用（例：テニスコートとして）を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



＜交付金による支援＞（R3.4～）

予算：国の補助率：1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

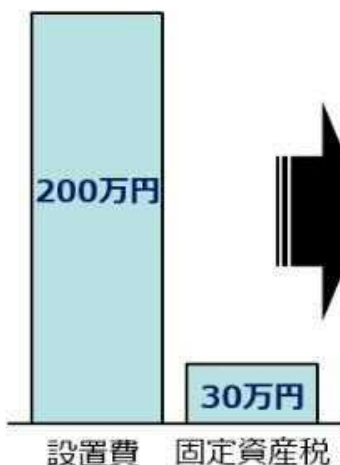
＜特定都市河川流域での支援＞（R3.11～）

予算：国の補助率：1/2

税制：固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減

※1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲

【支援無】  
負担総額 230万円



【交付金による支援】  
最小約97万円程度



【特定都市河川流域での支援】  
最小約55万円程度



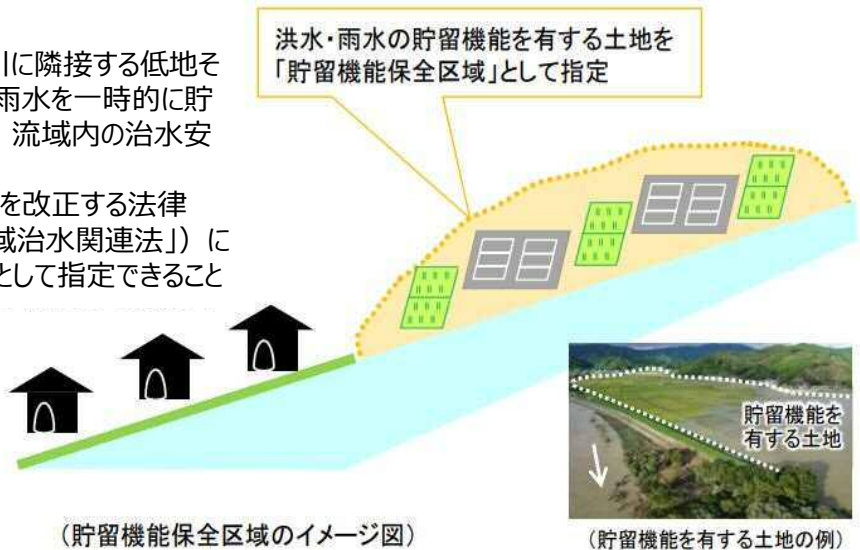
注) 試算上の金額は全て仮の金額です  
また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

- ※1 国の補助金を最大限活用した場合（地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合）としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります（一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません）
- ※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講じることとしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合（参酌標準：1/3）としています

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」（通称「流域治水関連法」）において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



（貯留機能保全区域のイメージ図）

（貯留機能を有する土地の例）

## 特例措置の内容

### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：3/4）

### 【適用期限】

3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）の特例措置を創設。

# 気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言 改良版【概要】

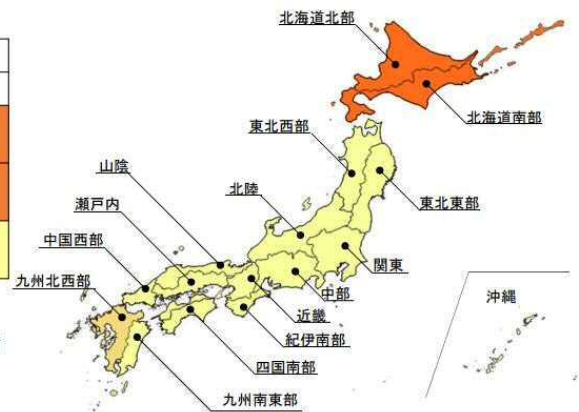
## <気候変動に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化>

- 降雨特性が類似している地域区分ごとに将来の降雨量変化倍率を計算し、将来の海面水温分布毎の幅や平均値等の評価を行った上で、降雨量変化倍率を設定。
- **2℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、北海道で1.15倍**、その他（沖縄含む）地域で1.1倍、4℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、北海道・九州北西部で1.4倍、その他（沖縄含む）地域で1.2倍とする。
- 4℃上昇時には小流域・短時間降雨で影響が大きいため、別途降雨量変化倍率を設定する。

### <地域区分毎の降雨量変化倍率>

| 地域区分        | 2℃上昇 | 4℃上昇 |     |
|-------------|------|------|-----|
|             |      | 通常   | 短時間 |
| 北海道北部、北海道南部 | 1.15 | 1.4  | 1.5 |
| 九州北西部       | 1.1  | 1.4  | 1.5 |
| その他（沖縄含む）地域 | 1.1  | 1.2  | 1.3 |

- ※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のことで3時間未満の降雨に対しては適用できない
- ※ 雨域面積100km<sup>2</sup>以上について適用する。ただし、100km<sup>2</sup>未満の場合についても降雨量変化倍率が今回設定した値より大きくなる可能性があることに留意しつつ適用可能とする。
- ※ 年超過確率1/200以上の規模（より高頻度）の計画に適用する。



### <参考> 降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

| 気候変動シナリオ | 降雨量   | 流量    | 洪水発生頻度 |
|----------|-------|-------|--------|
| 2℃上昇時    | 約1.1倍 | 約1.2倍 | 約2倍    |
| 4℃上昇時    | 約1.3倍 | 約1.4倍 | 約4倍    |

- ※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
- ※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模（1/100～1/200）の流量の変化倍率の平均値
- ※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模（1/100～1/200）の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値（例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる）

- 本計画は、千歳川流域治水対策協議会において決定したものであり、流域の現況や千歳川の洪水特性を踏まえ、治水施設などの整備促進はもとより、流域が本来有している保水・遊水機能、流域の土地利用計画などを勘案し、**総合的な治水対策を推進するための施策について示したもの。**
- 関係機関が連携を密にし、千歳川流域の治水対策を協議、検討し推進している。

## 千歳川流域治水対策整備計画 [変更]



平成27年10月  
千歳川流域治水対策協議会

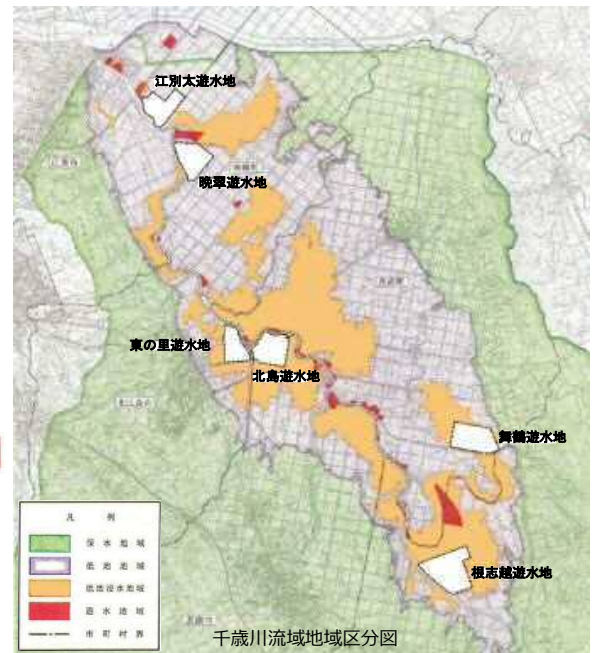
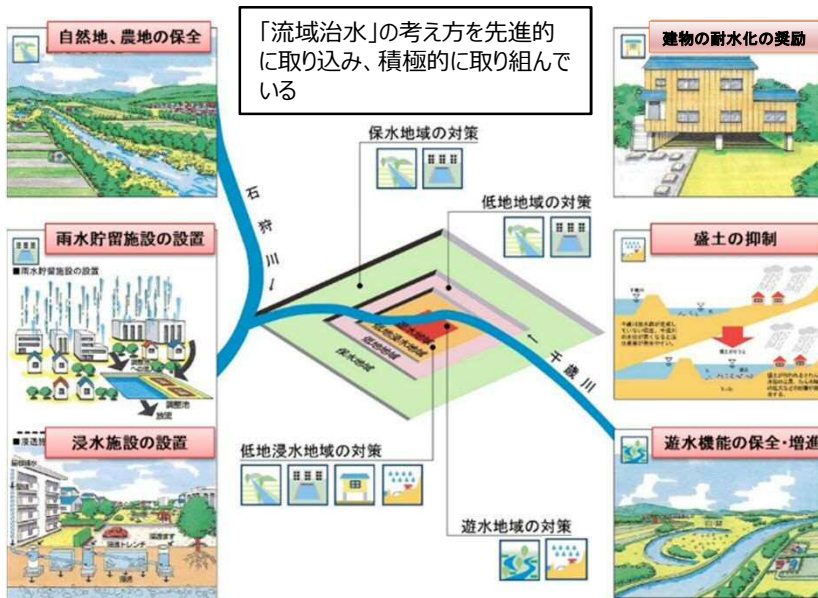
### 目次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1章 | 総論                          | 1  |
| 第2章 | 流域の概要                       | 4  |
|     | 1. 流域の概要                    | 4  |
|     | 2. 地形及び地質状況                 | 7  |
|     | 3. 土地利用状況                   | 14 |
|     | 4. 洪水被害の状況                  | 16 |
|     | 5. 洪水被害の原因と治水対策などの現状        | 24 |
| 第3章 | 治水対策の基本概念                   | 32 |
|     | 1. 治水対策の必要性                 | 32 |
|     | 2. 治水対策の基本概念                | 32 |
| 第4章 | 千歳川流域治水対策整備計画の基本方針          | 33 |
|     | 1. 千歳川流域治水対策整備計画の基本方針       | 33 |
|     | 2. 地域区分の考え方                 | 33 |
|     | 3. 対策の考え方                   | 34 |
| 第5章 | 千歳川流域の治水対策の内容               | 37 |
|     | 1. 流域対策                     | 37 |
|     | 2. 外水対策                     | 44 |
|     | 3. 内水対策                     | 51 |
|     | 4. 洪水被害軽減策                  | 57 |
| 第6章 | 今後の進め方                      | 62 |
| 資料  | 千歳川流域治水対策協議会設置要綱            | 63 |
|     | 千歳川流域における大規模宅地開発等に伴う調整池技術基準 | 64 |
| 資料編 | 具体の取組み                      | 1  |
|     | 流域対策の具体の取組み                 | 1  |
|     | 内水対策等の具体の取組み                | 2  |
|     | 洪水被害軽減策の具体の取組み              | 4  |

| 機関名                        | 協議会   |
|----------------------------|---|
| 北海道<br>開発局                 | 建設部長<br>農業水産部長<br>札幌開発建設部長  |
| 北海道                        | 総合施策部長<br>農政部長<br>建設部長<br>石狩振興局長<br>空知総合振興局長<br>空知総合振興局<br>副局長<br>(建設管理部担当) |
| 江別市                        | 江別市長  |
| 千歳市                        | 千歳市長  |
| 恵庭市                        | 恵庭市長(会長)  |
| 北広島市                       | 北広島市長   |
| 長沼町                        | 長沼町長  |
| 南幌町                        | 南幌町長  |
| 千歳川<br>治水対策<br>促進連合<br>期成会 | 会長  |
| 事務局                        | 北海道千歳川水系<br>治水連絡協議会<br>(事務局 恵庭市)  |

千歳川流域治水対策協議会

流域対策については、千歳川流域を**地形特性、土地利用状況等から4つに区分し**、それぞれの地域に適合した対策を講じている。**(保水地域、低地地域、低地浸水地域、遊水地域)**



| 地域区分   | 区分の基本的な考え方  |
|--------|---|
| 保水地域   | 流域内に降った降雨が河川に直接流出、または流域下流に流下する地域で、地形的には主に山地、台地、丘陵地          |
| 低地地域   | 主として流域内の雨水が滞留して河川に流出せず、自然排水できない内水地域                         |
| 低地浸水地域 | 低地地域の内、洪水時には重大な浸水被害が発生する恐れがある地域、あるいは浸水被害の多発する地域             |
| 遊水地域   | 低地地域の内、主に河川に沿う旧川跡地、湿地、荒地地等で、洪水時に、しばしば浸水するなど自然遊水地の状態になりやすい地域 |

千歳川流域は、これまでも各関係機関が連携を密にし、流域の治水対策に取り組んできた地域であり、特に、宅地開発などに伴う流出量の増大に対しては、流出抑制のための指導基準を設け、各関係機関がこれに基づき流出対策を実施してきた。

※特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく許可

- 特定都市河川流域では、流域内の土地の浸透力を低下させるおそれがある宅地等以外の土地で行う**一定規模（1,000m<sup>2</sup>※）以上の雨水浸透阻害行為を行う場合**、都道府県知事等の許可が必要となり、**行為前の流出雨量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられる。**  
※都道府県等の条例で500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満とする範囲内で別に定めることができる。
- 千歳川流域は「千歳川流域治水対策整備計画」に基づき、特に宅地開発などに伴う流出量の増大に対して基準よりも規模を引き上げて調整池容量を確保するなど、**流出抑制対策を先進的に実施してきた地域であり、これまでの取組が大きく変わるものではない。**

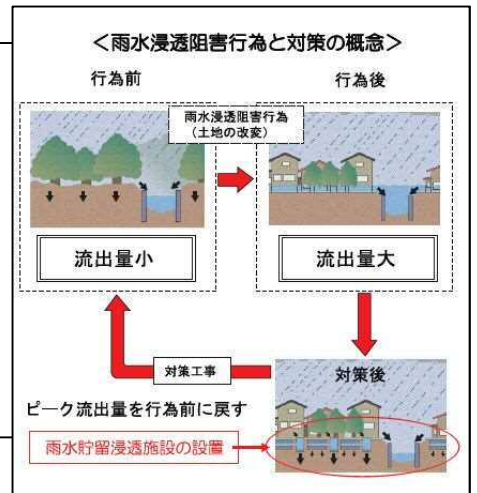
## ■ 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を想定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

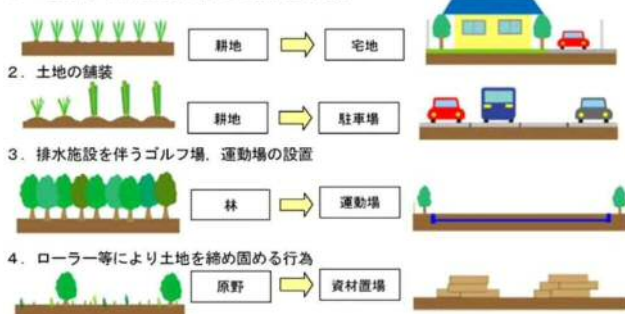


- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為



## ■ 許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



※ 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場の土地は「宅地等」として当該土地で行われる行為は雨水浸透阻害行為に該当しない。

※ 宅地の判断 ⇒ 土地登記簿に記載された地目及び現地写真、航空写真等により判断。

## ➤ 既に着手している行為の許可の取扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の**指定時点において次のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）**については、**雨水浸透阻害行為の許可を要しない**ものである。

- 1) 既に工事に着手している行為
- 2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- 3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- 4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

## 都市計画法の開発許可（雨水貯留浸透施設の設置）との関係

|                   | 都市計画区域（線引き）                             |               | 都市計画区域（非線引き）                   | 都市計画区域外    |
|-------------------|---|---------------|--------------------------------|------------|
|                   | 市街化区域                                   | 市街化調整区域       |                                |            |
| 都市計画法の開発許可        | ○<br>1,000m <sup>2</sup> 以上（※）          | ○<br>すべての開発行為 | ○<br>3,000m <sup>2</sup> 以上（※） | ○<br>1ha以上 |
| 特定都市河川雨水浸透阻害行為の許可 | ○<br>1,000m <sup>2</sup> 以上<br>雨水浸透阻害行為 | ○<br>同左       | ○<br>同左                        | ○<br>同左    |

※ 都市計画法の開発許可の場合、開発行為に伴う雨水流出量の増加分が、接続先公共下水道の流下能力や河川への許容放流量以内の場合は対策不要  
➤ それぞれの法による流出抑制対策が同時に必要となるときは規模が多い方を適用する



雨水貯留浸透施設の例

## ■ 流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う考え方。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。



「流域治水」の施策イメージ

## ■ 流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）

流域治水の実効性を高め、強力に推進するために改正された以下の9法律をいう。

- ①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

【公布：令和3年5月10日 / 施行：令和3年7月15日又は令和3年11月1日】

## ■ 特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図る法制度。

## ■ 特定都市河川

都市部を流れる河川で、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、市街化の進展や自然の条件等により河川の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が法の規定により指定するものをいう。（指定するときは、併せて、当該特定都市河川に係る流域を指定）

## ■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として、国土交通大臣又は都道府県知事が法の規定により指定するものをいい、特定都市河川の自然流域を越えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。

## ■ 特定都市下水道

特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道をいう。

## ■ 流域水害対策協議会

特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行い、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長を必須の構成員とする。

## ■ 流域水害対策計画

特定都市河川及び流域の指定に伴い、特定都市河川浸水被害対策法に基づき浸水被害の防止を図るための対策に関する計画。

計画の見直しについては、特定都市河川流域における水害の発生状況、対策の実施状況等を考慮し、当該特定都市河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画並びに特定都市下水道に係る下水道事業計画等が変更された場合に、計画変更に向けた検討を実施する。

## ■ 計画期間

特定都市河川流域において都市浸水による被害の防止又は軽減の効果を発現させるために必要な期間とし、流域水害対策計画の策定時から概ね20～30年間程度を1つの目安とされている。

関連する既定の計画としては、国管理区間における河川整備計画は概ね30年間、北海道区間における河川整備計画は概ね20年間、流域市町の下水道計画は概ね10年間、まちづくり計画は概ね10～20年間となっている。

千歳川流域水害対策計画における計画期間については、計画期間として最も長い国の河川整備計画に合わせて概ね30年間としている。

## ■ 都市浸水想定が発生を防ぐべき目標となる降雨

計画対象降雨は、国民の生命、身体又は財産を保護すべき目標として定める降雨であって、特定都市河川流域の社会的・経済的重要性、施設の整備状況、既存の河川整備計画や下水道事業計画の目標、河川への流出抑制対策や土地利用規制（浸水被害防止区域や貯留機能保全区域）等も含めた各対策の進捗見込み、気候変動による降雨の変化等を総合的に考慮して、降雨量と降雨波形（降雨量の時間分布と空間分布）を定めたもの。

## ■ 貯留機能保全区域

河川に隣接する低地や窪地等において、河川の氾濫に伴い侵入した水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを、土地所有者の同意を得た上で貯留機能保全区域に指定することができます。

既往計画「千歳川流域治水対策整備計画」における「遊水地域：主に河川に沿う旧川跡地、湿地、荒れ地等で、洪水時にしばしば浸水するなど自然遊水地の状態となりやすい地域」を想定。

貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し事前の届出が義務付けられ、都道府県知事等は、届出に対し必要な助言・勧告をすることができます。

## ■ 浸水被害防止区域

洪水等により住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び建築物の建築の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域に指定することができます。

指定された土地の区域では、住宅及び要配慮者利用施設等の建築を対象に、居室の床面が想定される浸水深に係る水位よりも高いか、洪水等の作用により建築物が倒壊しないよう安全上必要な措置が講じられているか等を事前許可制により確認することとなります。あわせて、開発段階でも非自己居住用住宅及び要配慮者利用施設等の開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じられているか等を事前許可制により確認することとなります。

## ■ バックウォーター（背水）

主に本川と支川との関係で、洪水時、本川の水位が高いと支川の水が流れづらい状態となり、水位が上昇します。この現象をバックウォーター（背水）といい、その影響を受ける区間をバックウォーター（背水）区間という。

## ■ 堤防

一般的に、河川の流水が河川外に流出することを防止するために、土などで築造した最も重要な河川管理施設。

## ■ 計画高水位

川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位。河川改修を行う場合に目標として設定される水位。

## ■ 河道

流水を安全に流下させるための水の流れる部分。通常水が流れている低水路と、洪水の時だけ流れる高水敷に分けられます。

## ■ 遊水地

洪水時に流水の一部を平地部の河道の近傍に一時貯留して、下流へ流れる流量を減ずるため、天然あるいは人工で造られた地域。



## ■ 排水機場

洪水により河川の水位が上昇すると堤内地の自然排水が困難となり浸水被害が生じますが、この堤内に停滞した雨水を機械的に排除するために設けられた施設。

## ■ 釜場

内水の排除を行うため、排水ポンプ車によりポンプを搬入・設置し、堤防を越えて本川に強制排水することができる場所。

## ■ 堤内

堤防によって保護されている区域。

これに対し「堤外」とは、両岸の堤防にはさまれて平常時や洪水時に河川の流水が流れる区域。

## ■ 内水

洪水により河川の水位が上昇すると堤内地の自然排水が困難となり浸水被害が生じます。この堤内に滞留した雨水を内水という。

これに対して「外水」とは、堤外地側（河道内）の流水のことを言います。

## ■ まるごとまちごとハザードマップ

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる情報を標示する取組。

洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報や避難行動に関する情報（避難所及び避難誘導に関する情報）を標示。

流域内においては、長沼町において一部実施されており、当該取組を流域全体に拡げていくことを想定。



<既取組事例（長沼町）>

## ■ 流域内リレー方式講習会

住民等が自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害を認識し、自らの行動を深化させていくことを目的として、講習会を開催する。

講習会は流域内4市2町をリレー方式で実施し、当該自治体の洪水ハザードマップ、水害リスクマップ、既往洪水の状況（昭和56年）について周知するとともに、それを踏まえた水災害対策の目的・効果について理解することで、今後、検討が予定されている各種施策への理解等が深まることも期待できます。

**■ 学識経験者**

流域水害対策計画の策定段階において、必要がある場合には河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。この際、まちづくり等に関して学識経験を有する者の意見も併せて聴くことが望ましいとされている。